

柳井市空き家改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柳井市空き家バンク制度要綱（以下「制度要綱」という。）に規定する空き家バンク制度を利用した移住・定住の促進を図るため、空き家の改修に要する経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 制度要綱第4条第2項に規定する柳井市空き家バンク登録台帳に登録された空き家をいう。
- (2) 改修工事 空き家の機能若しくは性能の維持又は向上のために行う修繕、改良、設備の更新等を行う工事をいう。
- (3) 市内業者 市内に本社若しくは本店所在地を有する法人又は住所を有する個人事業者であって、市内において1年以上継続して事業を営んでいる施工業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす空き家の買主でなければならない。

- (1) 補助金の交付を申請する日において、補助対象となる空き家の売買契約日から1年を経過していないこと。
- (2) 同一世帯の者も含め、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 世帯全員が購入空き家以外に居住用不動産を所有していないこと。
- (4) 本市において市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。
- (5) 補助対象となる空き家の売主と3親等以内の親族でないこと。
- (6) 制度要綱第7条第2項で規定する空き家バンク利用者登録台帳に登録されている者であって、補助対象となる空き家に3年以上居住する見込みであること。

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる改修工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が、市内業者に依頼する工事であって、当該工事に要する経費の額が10万円以上のものをいう。

2 補助対象工事は、第7条の規定による補助金の交付決定を受けた後に着手し、補助金を申請した日の属する年度の末日までに完了しなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、その額は、補助対象工事に要する経費の3分の2に相当する金額とし、60万円を限度とする。ただし、平郡島にあっては90万円を限度とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に、柳井市空き家改修費補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）補助対象工事見積書の写し（詳細数量が明記され、補助対象工事を依頼する市内業者〔以下「施工業者」という。〕の記名、押印があるものに限る。）
- （2）補助対象工事着手前の現場写真（住宅の全景、改修箇所等）
- （3）申請者の住民票の写し（申請者が本市に未転入の場合は、完了報告書に添付すること。）
- （4）申請者の市税完納証明書（申請者が本市において納税義務者となっている場合に限る。）
- （5）施工業者の本社又は本店所在地が市内にあることを証する書類（法人の場合には法人登記の写し、個人の場合には代表者の住民票の写しとする。ただし、補助金を申請した日の属する年度に本市の建設工事等入札参加資格申請を行っている施工業者については、当該書類の提出を免除するものとする。）
- （6）補助対象となる空き家の売主と3親等以内の親族でないことの宣誓書（別記第1号様式の2）
- （7）申請者が当該空き家に3年以上居住することの宣誓書（別記第1号様式の3）
- （8）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、申請書類の内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をし、柳井市空き家改修費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。また、補助金の交付が適当ではないと認めるときは、柳井市空き家改修費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（工事内容の変更申請）

第8条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、柳井市空き家改修費補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）変更後の補助対象工事見積書の写し（詳細数量が明記され、施工業者の記名、押印があるものに限る。）
- （2）補助対象工事変更前の現場写真（住宅の全景、変更改修箇所等）
- （3）その他市長が必要と認める書類

(変更交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する工事内容の変更申請があったときは、申請書類の内容を審査の上、交付決定を変更する必要があると認めるときは、柳井市空き家改修費補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(変更工事の着手)

第10条 補助対象工事の内容を変更しようとする工事は、前条に規定する変更交付決定を受けた後に着手しなければならない。

(工事の中止)

第11条 交付決定者は、補助対象工事を中止しようとするときは、柳井市空き家改修費補助対象工事中止届（別記第6号様式。以下「工事中止届」という。）を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、柳井市空き家改修費補助対象工事完了報告書（別記第7号様式。以下「工事完了報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事代金領収書の写し（施工業者の記名、押印があるものに限る。）

(2) 補助対象工事完了後の現場写真（住宅の全景、改修箇所等）

(3) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第13条 市長は、工事完了報告書が提出されたときは、提出書類の内容を審査の上、必要に応じ実地検査を行うものとする。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条に規定する完了検査の結果、実施された補助対象工事の内容が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に対し柳井市空き家改修費補助金額確定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 前条の規定による交付額の確定通知を受けた交付決定者は、柳井市空き家改修費補助金交付請求書（別記第9号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 第11条に規定する工事中止届の提出があったとき。

(3) 補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に市外に転出したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、柳井市空き家改修費補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、柳井市空き家改修費補助金返還命令書（別記第11号様式）により補助金の返還を命ずるものとする。

4 市長は、前項の規定により返還を命じた交付決定者にやむを得ない特別な事由があると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年4月2日から令和6年7月1日までに補助対象となる空き家の売買契約を行った者の申請期間は、第3条第1号の規定にかかわらず、1年3か月以内とする。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、改正前の柳井市空き家改修費補助金交付要綱の規定による賃貸借契約又は売買契約を締結した空き家に係る手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。